

いわゆる「密約」問題に関する調査
その他関連文書

(1. 1960年1月の安保条約改定時の核持込みに関する「密約」問題関連)

(4分冊の4)

【注意事項】

○このファイルは多数のページがあります。

○印刷する際には留意願います。

50.3.8 大塚

3月5日 12-222 佐伯

- 経路の際 1239 越へん
- 1239 佐伯へ

1960年の2月協定により
 日米交渉の片断をみるには
 内容関係不明として異存は
 ● ない。然るにこの片断の一つの
 ● 部分からその部族不明の
 状況もわかる。この片断は
 1960年1月の

政府統一見解の確認を
利根らから如何と
言はし本側としては如何
を定むべきを得ず誠々
憂慮すべき可能なり
如何と心配して居る
次第あり。

極 秘
無 期 限
部の内
号

藤山マッカーサー了解の対米確認

50. 3. 17

アメリカ局

1. 昭43. 4. 25 付付日本政府見解(所謂藤山マッカーサー口頭了解)の確認方要清に対し米側は、その

内容の問題は、その昨年12月25日付付の統一見解及び本年1月21日、河橋崎答申書に鑑み、米側の解

釋による所謂、*ambiguity* に関する問題に、日本政府が如何なる見通しを以て対国会説明に当るべし

の点を承知いたし、従来、*ambiguity* を続けたるの政策を、変更し、如何の保証 具体的には、如何最近

の両文書につき対米確認を求め、如何なる行為を行わねば、如何の保証を得る上、如何の方要清に添ずるべき

態度を以てし、以下、米側は、昨年10月の「持込」問題に、閣下対米非公式接触中絶と、前記両文書の後の

書発出の時期の符合もあり、強い懸念を抱くところやに
見受けられる。

2. 所謂口頭了解については従来は「その内容は明確であり、
対米照会が必要はなし」として相違い来在米、昨年10月の
内藤質問以来、極めて詳細に亘る偵察

の調査等を行われ、遂に鋭切偵察に及ぶと討
米確認を求むべき事態に至り、3月1日の「積残」着

評には公式回答未接到と記し、切り抜けたものの、関係委
員会における審判には回答を求められざるは不可避

である。

3. 従って、今後の国会審議に備え、半例に対し

前記の統一見解及び対応の確答を書し、改めて
対米確認を求めるとはしない旨の assurance

を与之す。所謂口頭了解につき半例の確認を取
り付くことと、所謂 transit 問題につき日本側が

3

今後如何に詳細に説明して行くかにつき米例を説明し

ておく必要がある。

50.3.18 極秘

(大任米國大使会談用)

安保条約対象の美施比國との交換公文の件

藤山、2月11日了解、2月21日、現行条約締結に
際、如右の国會比對の復答の要旨に、1968年
政府の

比對別紙、言明に作られた経緯に、2月23日、音
年秋、3月17日發言に對して、同言明の内容が

政府の了解に、前年と、貴國政府の了解
に、その三つを、貴國政府、確法に對して

に、得た、比對の成、2月21日、貴國政府の
通に、あり。

如右の件、了解、2月21日、由、要、比對、に、且
、その解決の容易に、その、2月21日、

取、和、に、対、し、当面、所謂、policy of
ambiguity、に、對、して、その、在、得、た、と、解、に、あり。

貴国政府の最近の^{山の方}方針を解^{山の方}の鑑
非^{山の方}の政策の^{山の方}関心を抱か^{山の方}れ^{山の方}る^{山の方}

と^{山の方}の^{山の方}理解^{山の方}を得^{山の方}る^{山の方}。如^{山の方}既^{山の方}の^{山の方}事務^{山の方}
当局^{山の方}に^{山の方}の^{山の方}説明^{山の方}を^{山の方}通^{山の方}じ^{山の方}ら^{山の方}る^{山の方}。同^{山の方}政策^{山の方}
^{山の方}の^{山の方}結果^{山の方}の^{山の方}作^{山の方}り^{山の方}に^{山の方}と^{山の方}を^{山の方}確^{山の方}定^{山の方}す^{山の方}。貴^{山の方}国^{山の方}
政府^{山の方}は^{山の方}、如^{山の方}の^{山の方}確^{山の方}定^{山の方}の^{山の方}上^{山の方}に^{山の方}立^{山の方}つ^{山の方}て^{山の方}。68

年^{山の方}宣^{山の方}明^{山の方}の^{山の方}内^{山の方}容^{山の方}の^{山の方}不^{山の方}安^{山の方}を^{山の方}減^{山の方}ら^{山の方}せ^{山の方}る^{山の方}可^{山の方}及^{山の方}
の^{山の方}速^{山の方}か^{山の方}の^{山の方}確^{山の方}定^{山の方}を^{山の方}促^{山の方}す^{山の方}に^{山の方}お^{山の方}き^{山の方}に^{山の方}希^{山の方}望^{山の方}

と。

SECRET

50.3.18

大臣米大伴, 会議用

1. Against the background of what has taken place in the Diet since Admiral La Rocque's statement last fall, the Japanese Government has been compelled to promise to receive confirmation of the U.S. Government of the so-called Fujiyama-McArthur Understanding, as given in the statement of the Government of Japan of 1968.
2. We are well aware that there is a thorny problem involved in the afore-mentioned Understanding and that its solution is not by any means easy. In this connection, I should like to tell you that the Japanese Government does not intend to change the present policy of maintaining ambiguities for some time to come.
3. It is understandable that your Government feels concerned with our related statements made recently. I take this opportunity to offer to you my assurances that there is not any change in the said policy as was already explained to your Embassy by my officials. I strongly hope that your Government will, on the basis of my assurances, confirm as expeditiously as possible that the United States Government raises no objection to the contents of 1968 statement.

On "prior consultation" under the Japan-US
Security Treaty

(This document was submitted to Diet members
and not to the Diet. It is, however,
referred to in deliberations of committees
of the Diet.)

25 April 1968
Ministry of Foreign Affairs

The Japanese Government understands that prior
consultation under the Japan-US Security Treaty will be
held in the following cases:

1. When "major changes in the deployment into Japan of
United States Armed Forces" which means deployment of U.S.
forces the minimum size of which would be about one divisional
strength in the case of land forces, a comparable air force
unit and a navy task force, is made.
2. When "major changes in their equipment" which means
introduction into Japan of nuclear warheads or intermediate
and long range missiles and the construction of bases for
such weapons, is made.
3. When the use is made of facilities and areas in Japan
as bases for military combat operations to be undertaken from
Japan other than those conducted under article V of the Treaty.

極 秘
無 期 限
2 部の内
2 号

蘇小.マカ-サ-了解の対米確認

50.3.18

安全保障課長

1. 3月17日(月)夕刻、安全保障課長は、在京米大使館 Petree 参事官と対し、明18日午伯に予定

する Hodgeson 大使との会談に於て、大臣は、所謂 transit 問題につき、わが方より従来より

その素の ambiguity を残さず、政策を變更の意向、存し、(2)は、思惟的の言ひ、49.12.

25 付中統一見解、50.1.21 付中対補濟答答書、の閣議決定の、その対米確認を求むる、(2)は、

存し、旨確言する、(2)の保証、(2)の當り、米側より、43.4.25 の見解につき、是存無旨の意

向表明を要清する、(2)の予り内報の旨を位

これの折に同参事官は、大臣との会談の場
に、在米の大使は、これに確答を得ず、ワシントン

に照会したところ、これは、大使の確答する
権限を有しないから、仮令、今夜請訓して、

会談後の撰取の回答をワシントンから得ることは
不可能であるとの旨を正しく大使は、20

日には一時帰国する。大臣の御意向に依り、國
務省等関係者との直接働きかけ、4月初めの

帰任後回答中、上述の二つに、旨が示して
おられるかと思ふ。是方より、わが

方の状況は、4月初めの回答より、これに遅
延すると思ふ。この可及的速に、これを

得る旨述べたい。

2. Petree参事官は、更に大使は、帰国する

transit問題、12月2日米側が感觸を承知し
知を踏まえて、7月21日、米側との意見交換を行おうと

考慮して、米側が思ふに、会談の形式で、米側
打撃を行おうとする考慮、知れず米側条件了

解、確認問題、米側内部処理に必要とする
かと思ふに、米側は、米側条件確認

問題の解決に米側は transit問題に因る
米側意向表明の必要ありと、趣旨は、米側

米側は、米側条件米側如何に "final" として
米側意向と有る認識、米側意向は、

Petrieは、更に、昨年10月の非公式接触、米側
米側使節、米側米側側、米側米側側、米側

米側米側側、米側米側側、米側米側側、米側米側側
米側米側側、米側米側側、米側米側側、米側米側側

友分の感傷は、*transit*問題の処
理に對する年末のわが方の見解に鑑み、何ら

かの *indication* 等類に對する感傷に
對する旨述べ、内閣の態度の一例を

意圖に對する印象を呈し、
也。

極 秘
無 期 限
3 部 の 内
3 号

藤山・マッカーサー口頭了解の対米確認

50. 3. 27

安全保障課長

1. 3月26日(水)午後に京米大使館 シェースミズ臨時代理大
使佐東卿次官を来訪し(山崎副司長同席) 案件

確認要請に対する回答につき、別添1のメモを
提示の上、説明したところ通り。

1) 米側の口頭了解は存在しないと言いつつ、口頭了解
がなかったことについては "single record" は

存在しない。二つあると言った方が正確である。メ
モの本文は、14回安全保障協議委員会、発表中の事

米協議関係部分に踏まえての通り、口頭了解
の本文は書かれた。米側との説明は確信に

基づいて、二つは、日本政府の昭和43年声明は、昭和
30年の日米間了解の総てをカバーしていること

は行いしことあり。

2) 以上の回答を所答するに当り、米國政府との関係

事務協定の関係に於て、3点を申し述べたい。

(i) 日本政府が何らかの新しい言明等を行な

う際、米側との交渉と協議されたい。

(ii) 米側が何らかの措置をとり得るならば

その旨を述べたい場合、米側との交渉
願う。

(iii) 所謂 "central issue" に關する米側との

交渉、日米側との話し合ひに關する考へ
strictly confidential basis 上

を述べたい。

2) 以上の回答原稿に際して、先方は、通日

共同通信社、ワシントン電に關連する米側

の旨を作成し、別添の press guidance 上

提示: 是の内容に付き承を求めたこと、如何
方との問題は存一のこに承を承らした。

(存一、在の際、この請け合わせに同日午前、衆議院
外務委員会、に存一が出席し、この旨、大臣

は、昭和三年声明の書の内容を日米間の
文書に取交わす意図は存一とを明確に

述べたこと(説明は、(註))

AS WE HAVE STATED BEFORE, THE USG IS
SATISFIED WITH THE OPERATION OF THE PRIOR
CONSULTATION PROVISION OF THE MUTUAL SECURITY
TREATY AND ITS RELATED ARRANGEMENTS. IN THIS
CONTEXT, THE USG DOES NOT OBJECT TO THE
EXPRESSION OF VIEWS IN THE STATEMENT OF APRIL,
1968.

PRESS GUIDANCE

Q. WHAT IS THE BASIS FOR THE KYODO DISPATCH ON THE FUJIYAMA-MAC ARTHUR ORAL UNDERSTANDING?

A. THERE HAS BEEN NO AUTHORITIVE USG STATEMENT ALONG THE LINES OF THE KYODO DISPATCH.

Q. WHAT IS THE USG POSITION ON THE FUJIYAMA-MAC ARTHUR ORAL UNDERSTANDING?

A. IN THE COURSE OF DISCUSSIONS BETWEEN FOREIGN MINISTER FUJIYAMA AND AMBASSADOR MAC ARTHUR AT THE TIME OF NEGOTIATION OF THE 1960 MUTUAL SECURITY TREATY, THEY REACHED AN UNDERSTANDING AS TO THE APPLICATION OF THE PRIOR CONSULTATION FORMULA UNDER THE MST. IT IS THE UNDERSTANDING OF THE USG THAT PRIOR CONSULTATION IS REQUIRED UNDER THE MST IN THE THREE CASES CITED IN THE GOJ'S APRIL 1968 STATEMENT.

概観

藤山・マッカーサー口頭了解対策確認問題	
7口口口	
50.3.31	
2月15日	衆院予算委総括 鈴木健司。
22日	阿部尚書、シムズ公使に43.4.25文書英訳文手交の上、確認方を請。
28日	ピトリ-参事官より米領事館に反赤内報。
3月1日	ピトリ-参事官より米領事館に地方対国会中間説明書に付して、消極的反応通報。
18日	大塚本下-次長、会議に出席して43.4.25文書取付の方式に同意。ハーパー-手交。
26日	シムズ-、臨時代理大使、事務次官へ回答伝達。
28日	衆院内閣委 大塚鈴木談話へ参加。

極秘
無期限
部の内
号

山崎官房長
条約局長
(52.8.9記帳紙)

子会係障課

有田公使、官房外書、
今迄概況除物外、
報告請示(五三九二一九)
五二、八二九付
山崎シヨウジ

核対の由^出題^二つて
53.8.10
ア×ロ高
東8月10日在京米大使館にて
公使と会食(同公使の招待によ
公使邸にて余人をまじえず(下天カハ
たもの。 院係協力の委員会、
子会係障課委員会、開催時期、フライン
を前記日由に等諸の内題^出つてと交換
を(何~~様~~様)の際、その終了近く辞去
に交じり、本意より^出題^二つて、
若干のやりとりあり、その核対

次々と行く。

1. 本官より次の報告を述べた。

「彼の esoteric な問題...」と述べている

アムステルダムとリスボンに先遣員を派遣した。

（その esoteric な職を去るに先）

先遣員との間に意見交換を行なった模様

ありと云う、かねて先遣員に渡した

（とある）

とおう、目的（中略）は先遣員（米側）

米政府の立場
の

の証明 ~~の~~ 文意に若干の補記

との感じを述べている。これは何かと云うと、

(4.5.)

米側証明の中に "... we understood

The Japanese Government positions

as expressed to me privately by
 the Foreign Office to be as follows: "

と1に於て新項掲げられぬこと" The
 Japanese Government has never
 challenged the United States interpretations
 and does not intend to do so;
 It also does not intend to ask
 the United States to change our
 present arrangements " の表現に
 及ぶこと、① 現段に於て日本側
 の意向を述べらるることは

1. 由は、ま、特事^の由^はに
 2. 此の意^を intentions とし
 3. likely といふ事^はに
 4. 他文 特事~~の~~ につき 難し
 5. Commit する^は こと
 6. 当然^の こと^は 思^ふ こと、上記^の 文^は
 7. 特事、commitment の含^意 と解^{する}
 8. べき^は こと、と^は 事^は ② "our (U.S.)
 9. present arrangements" とある^{こと}。
 10. 米側^の arrangements の^は 何^れ である^{こと} 否
 11. 日本側^の は 識^{する} こと、ま、識^{する} こと、^は 場^合

にあり、^二α^一とは 別の項目の "The
 Japanese Government is fully aware
 of the U.S. interpretations... and of
 its implications for visits by
 naval vessels which hypothetically
might be ..." などと (中略) のように
 日米間の交渉の "arrangements" は
 厳密な意味では行われず、^二α^一は
 全く 紛争に 係る、
 2. ^二α^一 に対し、^二β^一 は 公使は、
 「米側には...」
 * ^二α^一 問題に 係る 日本 政府の 考へ、

検討

将来内容が変更になることも不変の場合
 1に表明される性格のものは考慮
 あり得、従って、前記 intends の
 表現も future commitment を含む
 ものとは受けとらざるべきである。この点の
 理解には及ばない。~~結果~~ 現実の問題
 として U.S. interpretations の challenge
 日本双方にあり、大英元帥等とは異なる
 立場の事実があるが...」と述べた。
 当方より、何れにせよこの問題は当面
 disagreement のままとしおさし致し

7

アカイベシとアケノコは百歩、先六

ミ、男、百歩、アケノコ。

(以上)



北米局長 *[Signature]*

追加1号

<p>核 持 込 の 問 題 に 関 し</p>	<p>昭 五 六 六 二 二</p>	<p>条 約 局 栗 山</p>	<p>標 記 の 件 に 関 し、 在 記 を お し、 別 紙 に お し、 お し</p>	<p>に お し、 御 検 討 賜 り お し。</p>	<p>記</p>	<p>別 紙 一 本 件 至 事 の 概 要</p>	<p>頁 三</p>
--	--	----------------------------------	---	--	----------	--	----------------

外 務 省

2

同二	現状の問題点	16
同三	要検討事項	21
同四	対策交渉試案	48
同五	主要疑問解答	61

別紙一 本件至事の概要

一、ラインヤワー発言を契機として再燃した「中」核

持ち込み「問題」の発端は、昭和三五年の新安保条約

締結の際、条約第六条の実施に際して交換公文

（「中」）「中」マーカー「口頭」了解を念む。下おと

「中」系への核兵器の持ち込みを「前」協定の対象と

するものと合意する。当り、「持ち込み」(「中」)「中」

外務省

4

の「イントロダクション」の具体的意味は「その日米間」
 明確な了解を得た後、「奇港・通過」も「持ち込み」
 含まれるとの知らせの一方的解釈が、政府の委員会答
 弁を通じて、互々の下定着して了解結果、米側の解
 釈との間に食い違ひを生じたことである(注)。

(注) それより、当初におよば、核装備艦の領海通
 過における、無害通航とあれば、事前協議の対

外務省

5

<p>象外とつりの政府の解釈に於て昭和四三</p>	<p>年の政府統一見解（領海条約の条会議議の間</p>	<p>達して示されたるもの）に於て、核装備艦の領</p>	<p>海通過は無害通航と認めらるることとされたる結</p>	<p>果、その論理的帰結として、ソ不妊子核装備艦</p>	<p>の領海通過もその前協議の対象との解釈とて</p>	<p>らざるを得なくあり、昭和四九年の政府統一見解</p>
---------------------------	-----------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

外務省

2.

6

その右、右の解釈が確認されたに至る。この

よる互無害通航の関する政府見解の変更は、

「持ち込み」の関する日米間の解釈上の喰ひ違

ひを一段大とするものとして、この問題発生の原因

原因が安保条約締結時の政府答弁にあること

は要する所である。

二、その条約上の重要な解釈問題の関し、何故に日米

外務省

4.

の交渉がなされたこと、
「詰り」が行われ、
不明であるが、
何れにせよ、
その旨が
おける
本件の至
事と要約すれば
次のとおりである。

当初末政府は、
寄港、通過等の
つらゆる「トランジット」

は「持ち込み」の
含まれること
が、
「金山・マニラ」

頭了解の一部として
日米間を
了解されて
おり、
(但

し、
右了解は
不公表)
少知方の
不念答弁は
右と
違

外務省

8

まゝに上下の便宜的なる由説明と受け止めて

(注)。

(注) 今般のライシヤヤー発言の、當時のくまよりなる末

側の認識の基づいたものではない。

(四) しるす、少くも、ライシヤヤー、ジョンソン両駐日大使が

當時の大平外務大臣等に対し、本件につきその問題提

起を行つたは、東政府が前記(一)のよりを考へてい

外務省

6.

子とて全く知り取らる。

の日末向の了解の喰い違ひを判断し其時其の

ては、既に少知方の赤会答弁は定着して了つてお

る此を修正するとは、少知方として政治的困難

を判断され、赤政府としては、少知方の一方的解釈を

対し、表面よりは異議を唱へるべく、されど(注)

(注)の通り、右は、赤政府の立場を要するものと

外務省

7.

意味するものは否か、少佐が「東政府の

少佐の一方的解釈に同意してゐる否か

説明を行つたとき東側の「沈黙」の前提と

否との差に留意する必要がある。

三、因に本官は、在東大使館勤務時（昭和四年三月四日

発言直後）に、本務省法律顧問即ち某部員（以前

に在東京大使館勤務の経験を有し、本件を熟知して

外務省

11

等(着)の「トランジプト」による前協議の対象外とする。日米
 間の了解を明確にする下より、末側交渉記録の存在
 を確認して、故しい旨の依頼し、之を知る。 (これ
 は、仮りの将来条件解決の旨の日米間を話し合つた
 行われり場合、末側との問題発生の一筆の責任
 があるところれば、その不実をばりさせ、おつた方がよ
 かつた考慮の上より、ある。) 日米間人から、

外務省

12

語の及ところ及び、固人と思へる限り、おまは、本官が	照会し、そのより、交渉記録は見当らる、本件は、結局	日米両政府間の純粋な誤解のよりのことを思ふべき	得るべきものとあり、右、右、新交保条約締結交渉	の東側責任者が、益山、マ、カーヤ、口頭了解の具体的	意味を、その、少くも、正確な説明を行ふことは、	その、日米側関係者の理解を、し、記憶の正しさを、
---------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	---------------------------	-------------------------	--------------------------

10.

外務省

程に表付けのものと見られる。

四、新安保条約締結交渉時のこと、「トランジット」を不

前協議の対象外とする。軍事的性質を明確にしない

たこと説明しなかつた。東側の交渉のやり方は、下

向題である。然し、他方、少くも(外務省)が、

初步的の軍系知識の欠如(注)を、又、東側の性質

に気が付かない。従って交換文と「防共マーカー」口頭了

外務省

14

解_レの合意し_レたのみならず、核装備の東洋艦艇航

空機の「トランジフト」を事実上禁ずる（事前協議あり

此中「トランジフト」は、（委員会答弁）を行へ、これと長村の

正式解釈として「ア」は、厳しく反省するべくしては

るべき。

(注)「核兵器」が陸上配備される中、長距離ミサ

イルに限り、一九五〇年代にわたる既述

外務省

12.

15

知の不安定である。しむかして、新安係条約締

結時のおき、少くも、施設の建設、区域の使用す。

米軍艦船、航空機、核爆弾等の戦術核を装

備、積載して、可能性は容易に推測である

等であつたと考へられる。

外務省

13.

16

別紙ニ 現状の問題矣

一、今般ウラインヤ一発言ニツクハ、昭和四年ウラインヤ
 発言（内容トおシテ、ラインヤ一発言ト實質的差異ハ
 有ル）ノ場合ト同格ニ、時ニ至ルハ世論ハ沈静化シ、
 事態ハ收拾スルコトノ判断可キ得ル。然シテ此
 ノ下ノ諸君ニ尋ねテ見ルハ、現状維持ハ最善ノ選
 択ト爲スルベシカ、政府トシテハ、在件ノ際ニ新ニ

外務省

取對立策を慎重なる真意を檢討すべき状態に
あると判断される。

のラインヤア祭言の内容的イデオロギは、ラロツケ祭言に比

し、遙ろ大なると思われ。これは元駐日大

使(かつ有教の知日家)と一退後海軍少将とに

祭言の意味が全く異なり、これにて、ラインヤア祭

言の関連して、日米双方の有教の關係者の祭言が

外務省

2

18

報道の結果、核の持ちこたひに關し、日米両
 政府間の解釈の違ひがあること、誰の自由も
 明らかでない、その事である。 憲法的の考へて、市民
 一般に相當の關心を抱かざるを得ない、そのよう
 な状態が永続し得ることは恐ろしい。

(四) 市民一般の自由は、事件に關し、日米両政府の何
 れも一場合の自由は双方の明らかなる「嘘」を以てい

外務省

19

として映じており(注)、又、この意識が多数の市民の
 心理に定着する場合は、政府の外交に對する。保
 護を不信を招き、ひそには、日米安保体制に對する
 市民の信頼感の崩れていく危険がある。

(注)最近の新聞の世論調査によれば、回答者の
 80%が、非核三原則は守られておらず、核兵器の
 所持を認め(寄稿、通過を念を。)はるつとつ

外務省

4.

2、
無
心

20

政府の説明を信じられてしまふ。

い、ミッドウェイの横須賀帰港が大事に至らぬ、この

は、世論の大勢が、ライシャワー発言を眞実と考へた上

で、それととらえて得るべきこととして受け止めて、それ

あると見られる。そこでそれには、我々が抱へて

素直な疑問は、「このように明白な不実をどうして何

故政府は嘘をついて逃げたのか、それとどうして

外務省

5

21

いふことあり、政府としては、政治一般の向題とし
ても、国民の了解し得るべき当然の疑問に何等かの
形で答へる責任がある。

(一) 是般の国会におき、持ち込みの解釈として、

米側と改め、詰めては要する所の政府の立場を

対して野意を追及は和し徹底しなかつた

下手の政府を追いつた非核三原則の崩壊

外務省

6.

おそれがある。よき認識が野党側に存在しないか

下あると思はれるが、野党が今後共ある認識を

持ち続けて追及を控えるとの保証は否か 野党

のこのように不安定な態に依存する政策は、本

来的に危険と云ふべくはなからず。

(例)前記(二)のようなる情に於て、本件の閣内、政府

の立場に對しては、日米安保体制を積極的ニ支持

外務省

天

23

了。与党や民社党の疑念を有しては、現状
 維持の立場として、場合により、政府
 は、遠くを、全く孤立して、了り可能性が低い。
 (一) 東政府関係者 (了り、筆当局) が本件の関与
 了り、少知方の馬肉、説明の強、不識を抱、了り、了り
 想像が、難く、防犯問題全般に、関連した、
 対日、フラストレーションが、引金となり、了り、了り、
 理由となり、

外務省

8.

24

米政社内閣及び養路の発言不公然と行ふ可
能性排除される。

二、現状維持が早晚不可能となり、理論的

な今後の対応策として、次の三つの何れもを
採用する。

一、

如従来通り、少額分の解釈として米側と合意

する。

25

(四)「トランジット」は金商約の事前協定の対象外とする

米政府の解釈を知らず正式に受け入れる。

(ハ)前記(イ)と(ロ)の中間で日米双方が受け入れ可能

な新方式を提出する。

右の三つの選択肢のうち(イ)は極東その他の地域にお

ける米東の核戦略に大きな制約を課することとなる

ため、米政府がこれに同意する可能性は絶無である。

外務省

少知自身の安全保障という是地なり。決して

好ましく有りてはなす(往)。他方(四)は、少知たると

そ、現状におき、少知政治上到底受け入れられ

ると考えられり。結論として、何と云い、道を探

究するは、なすべからず。

(往)在官は、在米大使館勤務当時、若干の系務者、

系務者の関係者(軍人を含む)に対し、精密諜

外務省

11-

27

導ミサイルのような極々命中精度が高ハ通志中
 兵器の開発、配備が進めば、戦術核兵器がナリ
 フトは大幅に低下する。これはソ文と度向しるこ
 とがある。(これはもしそうであれば、本件問題
 は、将来自然に解消する可能性がある。これはソ
 ソ文と看取して、やむを得ない。然し、この度向
 に対す。先方の反応は否定的である。即ち、

外務省

12

28

例之は、東海軍内部におき、戦術核の使用に
 伴う全面核戦争へのエスカレーションの危険や極め
 て複雑な核兵器の管理を以てして下種を以て不
 便を為す懸念すれば、通常艦艇への戦術核の配
 備を再検討すべしとの意見はあるが、他に、精
 密誘導兵器を以てして発達して、対潜水艦攻撃
 兵器としての戦術核の有効性は尙分減少する

外務省

29

イ	潜水艦探知技術の進歩は自ずから限
カ	た。)
ク	と考えられたが、一部の通商艦船(と
ケ	く空母、攻撃型潜水艦)のこゝ、推測される。)
コ	ソは、戦術核の配備を中止する。こゝは、さうい
サ	ふ。)
シ	最近では、巡航ミサイル技術の進歩
ス	により、戦術核および戦域核としての巡航ミサ
セ	イルの艦船配備の可能性を生じて来た。ソの核

外務省

14

30

検正あり、精察誘導非核兵器が戦略核以外の

核兵器のとりまわりの見直しは、至る

少くもいつかやると思われる。

15.

外務省

31

別紙三 要検討事項

一、本件を別紙ニ、(一)従来の日米夫々立場の

中間に双方が受け入れ可能な新方式を提出する。

の線に解決しようとする。場合、検討を要する。

理は次をとりである。

の東側と合意する。新なる了解の具体的な内容

を云ふ。

外務省

(四) 右「了解」の「了解」の末側との合意は、行政取極
 へ処理し得るか、やれり、国会の承認を要するか。
 (イ) ソレなる多クミヤクを捉えて対策交渉を行するか。
 (ニ) 此のようである説明を行するか。
 (ホ) 与野党の対立を根をゆし「といつ、このようを行
 うべきか。

二、新「了解」の具体的な内容の関しては、米軍の軍事的

要請と申す方の内的な受容限度と申す接点を見出し、
 以下より観望する。次の諸点につき慎重に検討する
 くてはならぬ。

(4) 核装備(積載) 艦船、航空機、領海、領空通過

と云ふ点に認め、(原則協定の対象外とする) べき不

分の場合、艦船と航空機あり、は戦略核システム(注)

と通中の艦船、航空機との同一區別を設けるべき

外務省

ハ(設けしとすれば、その理由等)。)

(注) 弾道ミサイル潜水艦と 戦略爆撃機

ロ) 「寄港」をその処理する。仮りに一定範囲内を

寄港をその前協議の対象外とする場合は、その

よる「寄港」をその定義とする。核装備(積載)

航空機の「一時立ち寄り」は、その扱ふべき。

ハ) 前記ロ)と同様して、通常「寄港」と緊急の必要

外務省

性に基づき「立ち寄り」として區別する事不。

(二) かつ中「平時」と「有事」の區別を設けるべき不。

仮りに「不」を區別を設ける場合に「有事」を「不」

と定義する不。

(外) 万一、核兵器関連の事故が発生した場合の補償

の責任及び処理手続等、地位協定を以て別個の

合意が必要不。

36

(ハ) 前協議制及び他の側面として、東側と諸
国は要する(注)。

(注) 例之は、前協議の対象となる「配置」に
おける

「重要の変更」や「戦闘作戦行動」をその基

地として、施設及び区域の使用」が具体的

意味を有する、従来ありし会におき、ある

点があるとして問題とされるに至るが、

外務省

6.

37

に留意する。必要あり。また、核子関する

解の内幕を述べたことは、河合さま、他の側

面を関して、解釈を明確化した。必要あり

に留意する。必要あり。

三、昭和四九年のラコウ発言直後の政府内部におき

て、解の可能性を検討された際、外務省が作成し

た対米交渉案の骨子は次のとおりである。

外務省

天

11月10日
かみゆき
11月10日

38

<p>わす前協議の対象となるべき「装備」における重要</p>	<p>な変更」及び日本国内における核兵器の "placement"</p>	<p>を意味するものとする。</p>	<p>(4) 核兵器積載船舶の領海通過または寄港に当</p>	<p>該船舶が核兵器の使用に伴う活動に従事する。</p>	<p>場合を除き、前記(4)に該当しない。</p>	<p>(1) 前記(4)の船舶の寄港(施設区域に限る)は</p>
--------------------------------	---------------------------------------	--------------------	--------------------------------	------------------------------	---------------------------	----------------------------------

外務省

39

一月以内の期間に限る。

(三) 核兵器積載機の領空通過及び着陸は認めない。

(四) 弾道ミサイル潜水艦の領海通過及び寄港は認めない。

である。

(五) 前記(四)の艦船の係り事故の補償は、地位協定

の下にありせんが、限りの範囲で、外交手続の処理を

する(注)。

40

<p>(注) これは、現行地位協定第十八条の趣旨を</p>	<p>確認し、その旨あり、別個の創設的合意は</p>	<p>はなし。</p>	<p>四、新了解を行政取極して処理し得る否否を</p>	<p>つとて、予想される了解の内容を、条約第六条の</p>	<p>実施に關する交換公文(あるは地位協定)の改正</p>	<p>と、形式としておくべき、実條約は従来「</p>
-------------------------------	----------------------------	-------------	-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	----------------------------

外務省

10.

41

マソカーヤーに類了解として系内的に説明されて来た
同交換公文の具体的意味の一部修正するもの
あり限り、同交換公文と不可分の取極として、系内
の承認を求めたりは妥当と存せられる。

五、対東交換のタイミンは、是連海軍法会議下
におき、新に系内際海軍の通過レジームを念に条約を
採択される機会を利用するものと存せられる。然

外務省

11.

42

しるが、之の場合、其の二点を考慮するに必要
ある。

のレール政教の新海防法系約草案再検討の立

場を打ちおし、そのまゝ、海防法会試の早期終

結の目的が立たなくなつた。

四、通過問題と新海防法系約との関連と処理

するところ、本件は、その重要を側面にある奇

外務省

12

43

<p>後問題は別途解決の必要あり。以上、何れもせ</p>	<p>た、新了解の示唆説明の難易度には、本質的</p>	<p>は要ありと考へべきである。</p>	<p>他方、経緯問題全般にその日米間の雰囲気は極</p>	<p>めて厳しい状況の下に、東洋の対日理解を必要</p>	<p>とする。本件交渉を行くことは、問題の解決に一層困</p>	<p>難を及ぼす。おそれなく、この意味を十分に</p>
------------------------------	-----------------------------	----------------------	------------------------------	------------------------------	---------------------------------	-----------------------------

外務省

44

と慎重に選ぶべきである(注)。

(注) 場合によっては、本件の内容、東側の譲歩の

促すにや、在日米軍の互換分控に關する新

しいオファーとのパッケージに交渉を行くべきを檢

討し便しよう。かつ、この場合も、当然の

ことである、その説明は一段難しくなること

遺憾しなくてはならぬ。

外務省

14.

45

①

天系内説明振り下関しては、基本的には次の方向で	対応すべきであり、その点については、新了解の内容を	これと矛盾しないものとする。は要がある。	如従来より核持ち込みと関する。政府の解釈を誤ら	て了解と本日末向了解の喰い違ひがあることと趣	意の説明は、あくまでも詳しなくてはならぬ。	(2) 非核三原則そのものは、今も其堅持する。その基
-------------------------	---------------------------	----------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------	----------------------------

外務省

15.

46

東線を南下へするに在り。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

外務省

47

陛下の御手直しには要と判断するに至る。その趣旨のうとをらう(詳細別紙五巻昭一)。

(二) 限られた範囲内では、核の持ち込みを許すこと

は、それだけゆゑに核戦争の巻き込みに危険を

増大させることの趣旨の反対論に對しては、あくまで

その「十分の抑止力の維持には要しない」と強調

すべきである。

17.

48

別紙四 対米交渉試案

米政府との間に合意されたこと、新了解の内容
若しつて、別紙三の二、下列表しに個々の基礎即
し、一ツの試案としてその基本的考え方を述べられ
たことおりのこと。(注)

(注) 本試案は、あくまでも「考案」であつて、
その名あり、具体的な案文として別途検討

外務省

49

す。は。要。が。あ。る。

一、通商船舶の無害通航の権利は、条約法に従ハ
尊重される。この場合、検査の存在を認めず

し、この条約の政策を尊重し、条約の通商船舶

の領海通過の際には、検査の装備（積載）の

有無につき確認を求めるとはしない。但し、当然

に検査の装備してると推定される軍艦（兵隊）

外務省

2

的又は弾道ミサイル潜水艦)の領海通過は無害通過
 航と認められず、又、米軍艦の領海内への立ち入
 りは下記の前提協定の対象となる(注)。

(注) 非核三原則を堅持するが、米軍艦として領海

を有する軍艦にあらず、当然に核兵器を装

備してゐると判断される場合は、領海内への

立ち入りは認められず、かつ、基本的立場に

外務省

51

あるが、他方、通常艦船については、外部より核	兵器装備（積載）の有無を確認するが、法に	よる、それと確認し得るに終り通常艦	船の航行する領海通過を阻止するに付、	際法上許されるに付、その艦船については、	無害通航権の行使としての領海通過を認	めるべきである。この上より、核兵器
------------------------	----------------------	-------------------	--------------------	----------------------	--------------------	-------------------

外務省

4

艦」として通常艦艇と區別する事は、事前協議

とて同意に東側より了解を得られ、無害通過

航路開通を昭和四年の政府統一見解と両立し

得る事あり。

二、東條海峡の通過（航空機の上空通過を念ふ。）

航空の新法的レ짐と実際の合意するに端

合する事、東條海峡の当該レジムが適用

外務省

5.

されず(注)。

(注) 2の場合には、核装備(積載)の有無に關係

なく、艦艇航空機の純然たる通過を認め、2

とを意味する。

(新レゾーム成立迄の向は、少く

も、本際海峡の向は、領海幅員三カイリを

維持する。))

三、二則記ニの場合を除き、核兵器を装備(積載)し

54

航空機の領空通過、着陸は認められず、その末
 軍機の通過、着陸は、その前協議の対象となり(注)
 (注) 東側は、その制約を認めることによつて、強へ
 色を示すことを予想される。その方としては、
 船の寄港、通過と異なり、軍事的には要請が合し
 として反論するところがあり、最終的では、例え
 ば、給油目的等のための短時間の施設・区域内

外務省

7.

55

(への着陸は例外とする) (即ち核の存在を
 認めない) という点に協力を為さなくてはならぬ
 ことと思われ。

四、東軍の通常艦船の補給、休養、整備等の目的の
 ための寄港は、地位協定第五条の規定に従って認め
 られる。この場合、前記一と同様に、核兵器の存在
 を認めないことと東軍の政策を尊重する。但

外務省

8

56

し、検査等装備(積載)船舶の寄港は、施設区域に
限られる。

五、検査等装備(積載)船舶の寄港は、

の「配道」は、前協議の対象となる。この場合、「配

道」とは、継続的にX日またはY年間を通じてY日

を超え、期間の寄港という(注)。

(注)又、「配道」とは前協議の対象となるのは

外務省

9.

57

<p>これに「核の持ちこみ」(即ち「装飾」)における重 要な変更」の該当するものとして 「あり、配置における重要な変更」と考 えらるる。X日、Y日、Z日は「ミ エ」の横須賀寄港のパーソンを念頭と して、例として、夫々三〇日、一八〇日と する数字を考へ られよう。</p>

外務省

58

天、山、系の領域内を生じ、核兵器関連事故引起

因する損害については、地位協定第十八条の規定に

拘らず、米政府は無過失、無限責任を負う(注)。

(注) 米政府の補償責任については、NATOにおき

特別の取決りが存在する。不否か之調査する。は

要あり。米側を除く難色を示す場合については

艦艇については、原潜寄港のケースと同様の地位

外務省

11.

59

協定がなされた限りにおいては、外交官路に
 処理された旨の確認の合意が止まると止
 まる得ると思われ、核装備（積載）機の
 一時着陸を認め、場合によっては問題が残る。
 七、非核三原則は、異なる場合における堅持を（即
 ち、核の持ち込み）つとめる前協議がなされること
 により、国家の危急存亡の場合には、政府の責

外務省

12

60

任に付最終的の判断を以て不協定を別途
行ふ。

八前記五、下述へ「配置」の意義を加へ、不前協
試制及他の側面を以て、之を以て新に以合意を
は要せしむる問題については、別途検討を要す。

61

別紙五 主要擬向擬答

別紙四の内容を前提とし、場合の新了解の

系内説明振りを擬向擬答の形式にて行なう

べからざる。

外務省

問一 政府は從來より奇貨、通過を念ぬ、非核三原

則ち不是として堅持する旨録り返し約束して

おきながら、今般、突如として、これを覆えり内務

の合意を末政府との間に行つたこと、国会と国民

に對する重大な背信行為なること。

答一 近年におけるソ連の核戦力を念に、軍事的力の

顕著な増大と核兵器自派の発達に伴ひ、核の抑

外務省

止力之維持するに努むれば、従来以上、戦時核力に
 ならず、その他核兵器の含む総合的な米国の核
 戦力に依存しなくてはならぬ状態が実際の
 生じて来たこと認識される。

二、このよる状態の下におき、政府は、少くもその安全
 保障の遺留するべき期するところ見地より、日米交渉

保体制の基本目的を有し抑止力を十分確保す

外務省

3.

64

了りたる最善の方策を以て之を執慮を重ぬる結果、

核兵器の持ち込みの関する前協議の運用甚

難の一部を以て手直しを要するに必要ありと判断

して米政府との間に話し合を行ひ、今般め了

解の達しに欣ばむ。

三、核兵器を持ち込めず、持ち込ませぬといふ非

核三原則を今後其堅持して之を政府の決

外務省

々

65

意には非なりはるべ。然しるが、山本系の資金保
 障をめぐり今日の厳しい系際環境の下に於ては、
 今般の了解のよき下、~~純然~~通過及び一定の範
 囲内での善後については、核兵器の存在を明らさず
 しむべき米系の方策を尊重する。ことより、十分
 互抑止力の維持をはかることは要である。政社は、
 山本系の資金をはかるための措置として、今般の了

外務省

67

<p>向二核兵器の発達は最近の現象に似て、米国の 核戦略が多種多様な核兵器に依存し、その結 果、従軍兵士多数の米軍艦船、航空機が核兵器 を積んでいることは常識である。それにより抑 止力や確保の必要が生じ、前協議の運用 基礎が手直しが必要となる。政府の説明は 誤りである。</p>

外務省

7

68

答一、東海は従来より予備、予備の核兵器を保有
 して予備としておき、他方、近年は予
 東海は核抑止力加、かつ予備の強大な戦略核戦力
 の依存して来るところである。然し、近年
 年、一運が、核戦力、通常戦力の両面におき、顕
 著な軍力強化を行つた結果として、東海
 として、十分な核抑止力を維持するに努むる中

外務省

8.

69

7. 以下に戦略核戦力の依存するものは足りず、その
 他、核兵器そのものを総合的に核戦力と見做す
 べきものがある。最近における核兵器の一層の
 飛躍がこれにより抑止戦略を可能とする状況と
 して認識される。
 二、政府としては、このような状況の下においては、従来の
 条約協定の運用基準を、東米の過大の制約を

外務省

9.

71

同三、米津の核装束の案件が従来より何等変化の
 を与へたもの拘りなく、今に至るまで、奇蹟、通過の場合
 には核の持ち込みを認めようとするよりは、要するに、
 ラインアップ発言より、中山、マッカーサー口頭了解の
 真相が明かされるまで、これ迄のようである。政府
 の態度の説明が下さるべくあり、これを通じて合点せしむ
 るに、とりわけ、その下は、
 と、いふわけありと、いふは、

外務省

11.

72

答一 今般政府が核災害の持ち込みを断つる事
 前協定の運用基準の一部を修正して行
 うこととし、近年における少額金の安全保障を
 めぐる系際環境の下に日本年金保障制の十分な
 抑止力を確保するに努め、継続 再日 通過 及 心 一
 定の範囲内での寄附を促すは、核災害の存在を
 明らかにし、その結果の政策を導き出すこと

外務省

12

73

これは要と判断して可なり。

二、谷山・マッカーサーに頭了解の内容をフヤは、従来

その政府答弁をとり下あり、政府として、同

了解に基づき、その態様を核受答へ持て止み

その前協議の対象とするは、今日の状態から

その結果として過大の制約を課すること、その交渉

条約の効果的運用を期し、遂に之を為す、其の

外務省

75

向也、政府は「持ち込み」の解釈を緩和し、「寄港、
 通過」を認めようとしている。米系は過大の制約
 を課すこととなり、米系の核戦略は、何れ
 最近の如く変わつてゆく。核積載艦の
 寄港、通過の軍事的必要性は従来より存在し、
 したがって、東洋艦隊の北進の核を積んでの寄
 港、通過を行へ、安保条約違反を強ひ返して

外務省

15.

76

とのことは明白である。政府は、その東京の条約

違反を放置して来たところから、今後、今後これを

追認するところから、内容の合意するところは重大な

懸念がある。

答一、答山、マラーヤ、口頭了解の下、従事する政府

の答弁は、その際、その態様の核兵等の持ち込みの

了前協定の対象としており、政府は、過去におき

外務省

16

77

了前協議が行われ、以上、寄港、通過を食	め、少額への核兵器の持ち込みは認められず	之を以て。	二、然し、既に述べた通り、近年における北	米の安全保障をめぐり、国際環境の上下が、	従来の了前協議の運用基盤として、今後其	維持していくことは、日米安全保障体制の基盤的
---------------------	----------------------	-------	----------------------	----------------------	---------------------	------------------------

外務省

14

79

問五、核装備艦の領海通過に關する。昭和四三年又

は、同四九年の政財統一見解は撤回するや否や。

答一、昭和四三年の政財統一見解は、「ホラリス認水艦

その他類似の常時核装備を有する外洋軍艦の

領海への通航は無害通航を認め、しるが

て、これを許可し、一権利を有する。」といふので

あるが、この政財の見解の変更はなへし、

外務省

19.

80

今般の東政府との了解は、その中、その立場は
 五、当然に核兵器を装備してゐると推定される
 米軍艦の領海通過は、前協定の対象となる
 二、三、四、五の合意されてゐる。
 二、五、六、米軍以外の第三国との間には、日米間のみ
 前協定の相当する制約は存在しない。前述の
 少米軍の立場に基づき、同種類のみ第三国軍艦のつ

外務省

80

81

よ、領海通過を認めないことは当然である。

三、ところで、従来、政府としては、検査船を持つに

との関連が、その、その中、検査船として通過する

船との間、何等の区別も設けておらず、しな

政府は、昭和四三年以来、よめる、艦船である、核

兵器を積載してれば、その領海通過は、検査船

を持つに、その、該当し、その前、協定の対象となること

外務省

21

82

の立場をとって来た。決意である。(昭和四九年の統

一見解不在の立場を確認し、その方針であることは

従来政府答弁のとおりである。) 然しなお、

前記述べたとおり、今後政府は昨今の厳しさを

際環境の下下から、日米安全保障体制による十分な

抑止力の確保は不十分、ゆえにその安全保障の遺

源なきを期するとの見地から、通商船の航行 領海

外務省

22

<p>通商の場合には、核兵器の存在を明しな</p>	<p>す。その結果として、政策の決定が容易となること、一</p>	<p>果、今般の如きは、通商船舶のつぎには、核搭載の</p>	<p>有無との関係なく、無害通航を認めようとする立場</p>	<p>をとることにする。</p>		
---------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------------------	--	--

23

84

向大、通過、寄港に限定されること、少くも核の	持ち込みを許せば、却る少くも外部からの攻撃	の危険がさらすこととなり、少くも安全を損う	るは否し。	答 自衛隊保体制は、あくまでも、少くも対する攻撃	を抑制するに努む存在するものあり、今般のそれ	二副協定の運用基準の一部を直し、その見地を
------------------------	-----------------------	-----------------------	-------	--------------------------	------------------------	-----------------------

外務省

25

不安係条約の効果的運用を確保して少額の
安全に遺漏するに期すべしと行方ありあり。
しむるに、これより却る少額系に對する攻撃
の危険が増すとの議論は政府としてとらぬいと
ふべき。

外務省

25

86

向七、京前協試の運用基調を緩めたりとあり、

従事核を積んでソレい繁であつた「ミッドウェイ」

等の米軍艦が、今後は公然と核を積んで寄港

するところより、米系の「核の傘」が強化されるとい

うが、政府の考え方は。

答 今般核兵器の持ち込みを認める京前協試の

運用基調の一部を修正して行ふこととして

外務省

26

87

のは、通過及び是の範圍内下の奇蹟よつとは、
 核兵器の存在を明くするし、その米系の政策
 を尊重するよこと主張がある、その結
 果、米系は奇蹟ある米軍艦の装飾がどのよ
 うに要するものかは、政府は一切承認して
 い。政府としては、今般の了解があり、米前協談
 制を米系と過大の制約を課するよこと、知らぬ

外務省

27

89

向ハ、寄港通過に付ては核ヲ持込込みヲ認メ
 ことガ東京ノ核戦略上ハ要トシテ判断ハ誰カシ
 クス。今般ノ京前協談ノ運用基準ナリ申述シ
 係、東京ノ要求ニヨリナシ。それヲモ、東京ノ求
 めニ付テハ、少カク申述シ去ルナリ。
 答、今般ノ京前協談ノ運用基準ナリ一部申述シ係、
 全く政府ノ判断トシテ認メテ、東京

外務省

29

90

府の要求を認むるものにはなる。既に述べたこと
 9、政府は厳しい国際環境の下におき、少額金の
 資金保障の遺漏なきを期するとの見地より、日
 米交渉体制の基本的目的を以て抑止力を十分と確
 保すべしとの最善の方策を講じ、執慮を重ぬる
 結果、米政府と話し合つて行ふことを決意し、米
 側も同様の認識を有してゐることを、新に以て了

外務省

30

92

問九 今般の対米了解は非核三原則を以て前し

放棄して、将事は、全面的に核の持ち込みを認め

よとの政府の意向を踏まはしむるにあり。

政府は、事前協議の対象となる核の持ち込み

については、平時、有るを向知、よなる場合

これを拒否する。と確言する。

答 政府は、非核三原則を今も其堅持して、決意

外務省

32

23

不承、今般某政府との間、新に合意される
 運用基準に從つて、少くも入りの核兵器の持ち込み
 については、前協議がある場合、これを拒否す
 ること、政府の方針に要するは、かつ、東京
 の危機存続の不能に對しては、最終的には、政府の
 責任に對して、諸君の判断をすべきことは当然であ
 ることを、他方、このように不能を招くことは

外務省

23

94

事。

絶対的であることは、
是れ故に、
平素不々
了るべき日、
来安係、
制之確保し、
つくは要不

34

極 秘
無 期 限
4 部 の 内
1 号

極 秘
無 期 限
追加了部の内
1 号

北米局長 

核持込込み問題の選取肢	昭五六・七・四	条約局 栗山	一通志中船監船	(1) 領海通過	(1) 考え方	通事船船子ツソは、核兵器積載の有無を外部
-------------	---------	--------	---------	----------	---------	----------------------

外務省

及び検証する方法並びに以上領海通過は無害

通航の行使として認めらる。

(四) 系波説明上の難局

この下、米軍艦船のみを優遇するものとはよく

（一）に於いて、安全保障上の理由を以てよく強調する。

は非もよく（一）を以、昭和四三年の政府統一見解の

枠内にもあること、系波説明は最も容易である。

外務省

(ハ) 米例としてマリアト

寄港と切り離して通過のみを米例として

の運用的マリアトは念しつと考えられた。

(ニ) 寄港

の考え方

条約法上、条約は、外洋船の寄港を自由と振

返すべきが、米洋船については、安保条約(第3条)及

外務省

地位協定(第五條)に基づき、少和系への寄附が

特別の権利として包括的に認められたこと。不

の権利と核実験の存在を認めないこと。少和系への

政策の尊重とを組み合わせること。核積載

船舶の寄附と非核三原則との接点を是出することを

とするものである。

(四) 国内説明上の難易

「安保条約」以来の政府答弁の修正となり、
「安保条約」の理由による事情の変化につき説明が必
ずあり、しなやかに、領海通過に比し、その説明の
難いものではない。

(ハ) 米側との交渉のメトリクス

米側との交渉は、核搭載艦船の自由航行後、承認
められたこと、絶対的要件である。

外務省

① 要検討事項

事前協定の対象外である（即ち検査等の持

ち込み）に該当しない）寄港を定義するは要不

要。ただし定義が同一場合には施設区域の

おける無期限の碇泊（エルスバード発言の山石系神

LSYのよびみかえ）と本条の寄港との区別が不

明となり、本条説明上支障を来す下。

外務省

二枚紙等若干備艦(往)

(往) 現在この種の軍艦は該当するものは洋道に於て
イルゼ水艦のみである。

小領海通過

小考云々

取次は其地ならずは、無言通航を認めずの判断は

通航の態様を基礎とする(即ち通航艦長の種

外務省

類、性質を問はず。一七〇リヤがオーストリアの

之才にあり。又、了考之方と採用すれば核受

器を積載して、そのくみそ、理由として無害通

航収を認す。そのは、わが国、しをわけて、通商船

船と洋道にサイル、水艦、やよう、核受、通商船

と、区別する根拠はない。なる。

向來は、説明上の難易

外務省

昭和四三年以来の政村是解の撤回は要とする
のた、その限りにおき、系内説詞の難症は高く
なからざるを得るい。

(ハ) 米例にとつてウナリト

米例にとつては、知事ハルを見地スルに建前上の向

題はあり得るが、実際上の事象的ウナリトはるべ

考えられた。

外務省

(2) 寄港

の考之方

寄港を認めざる（事前協定の対象とする）と

しては、領海通過と異なり、一般に際法上の問題は

生じないからあるから、通常船舶と同様に扱って

た場合では、寄港は核実態の「持ち込み」は

該当しないから考へることは要がある。

外務省

(四) 系内説明上の難易

系内説明は、もろもろの安全保障上の理由を概ら

ざるを得ないところなるが、これに於て(四)の理由を

に極める困難である。

(ハ) 米側としての特長

米側として、軍需上の特長は、一と為さるる。

(ニ) 対米説明上の問題点

外務省

11

寄港のつと、通常艦船と核兵器通常艦船とを区

別しよるとする場合は、米側に対し、地位協定

(第五条)との関連での理論的根拠を説明する

は要らぬ。(前者のつとは、核兵器の存在を明

らかにし、かつ米国の政策を尊重し、核兵器積

載の有無に關係なく、地位協定の基づく寄港の権

利を認め、核兵器のつとは、寄港を核兵器の持

外務省

あつた。この該当するものは、その前協議の対象とした
との説明がある。

三、洋用材(注)

(注) 洋艦の場合の洋道ニサイレ船水艦に相当する

戦艦核ミサイルシステムとして、B-52等の戦艦爆撃機

材があるが、戦艦爆撃機は、核・非核両用である

もの、通常洋用材として核ミサイル中継材としてある

外務省

公に別を設けんとすは正なるべし。

領空通過

備考之六

洋用紙を以ては、實際法上、領空通過の権利を有

し得べしとす。無事通航を有す。艦船を以

て異し。他は、検査器積載の有無を外部に於て検査証

明す。方法を以てし。是地を以てし。通常艦船と

何等異なりかといふ事云ふ事として可能である。

(四) 取込説明上の難易

取込説明の難易と関連下の問題の性質は、甚

取込の件、通商船の寄港と同じと云ふ事云ふ。

(ハ) 米例としてのマーケット

米例としての、カールの見地より、建前上の問題

問題は別として、実際上の経済的マーケット

外務省

の程にあり、その不明なあり。

(二) 対米説得上の問題点

領空通過を認めざるを端合するに、米側に対

し、通商船舶の寄港を五割を理論的根拠を

説明するに要する。 (領空通過は、核兵器の

持ち込みとあり、通商船舶の寄港は、そのうち

そのうち、理論的に一貫性がないといふ反論が予想

外務省

（五）

（四）着陸

（三）着陸

前記（一）の領空通過と基本的事項と同一である。

（四）その説明上の難易

核兵器搭載機の離着陸の際の事故の可能性

との関連に、核兵器の安全性について説明できる

外務省

あり、説明がなされる場合には、その旨の拒絶反応を招

くことはあるであろう。

の東側と西側のメリット

東側と西側のメリットは不明である。

概算は可能性があると推測される。

対東側説得上の問題点

前記の領空通過と基の同一である。

外務省

NO.

極秘

核搭載船舶の日本寄港内題の経緯

- 1) 船の始り 1~4
- 2) ライソク環気 5~13
- 3) ライソク環気 14~17

フ
シ
ー
廠
集

昭和60年6月
五月廿九日

(昭和60.6.11. 菅元大臣に
交付)

北条局長 梁山

1) 1962 (or 63) ライペリク-大塚より大塚に
 新入の申し入れの正確な内容は知らず
 その数日後当時官房総務課事務員であった
 小生を大塚に連れ Zurhellen 事務員の前
 迄の通つて来た。

核搭載艦艇の transit の場合
 前
 述の場面の対象とやら... こと、交渉当時の
 の岸総理小藤山と大塚とマッカーサー大塚との
 会話記録は書かれた~~が~~、但しその日時等
 の詳細はよくわからず。

小生は自分の承知する限りその殆ど
 記録は用紙側には存在しない... と答えたと共に
 当時原潜寄港とマッカーサーの核軍用の
 否かに関係する場面の対象とやら... のこと
 系例は原潜寄港のことと ^(心配してゐる) ~~意味不明~~ かと
 知らず、 Zurhellen の潜水艦隊のこと全く

の果樹立約を意味するものであることと
 意図が一致した。但し東郷君も当初この第4項
 にはあり^前の事を通じての二特約の意味か
 ら^るを思ひ^つて全く意図を分して^りなかつたこと
 である。然らば何故当初果樹の二項
 は核の Transit は第4項の^前から除外
 されたことを意味するの二あることを明確にしな
 ければならぬとされた。

下記の核子核持ち込みの^前第4項

に拘る國務院両省の意見の対立の
 経緯はかく^中第4項は当初から^前子務部
 から^も意図的に^も
 削除^もを表現として敢て^も東郷にその意味
 を示さざるを説明し^たのであるが、^も其の交渉に當つ
 たマーカーサー大塚の二の意を^も行つたりせると
 原に交渉が^も進捗する^もことを^もあはれ^もて、^も結局の
 新^も断^もに^もして^も説明^もを^も第4項^もの^も行^もれ^もた^も。

たす由のと思はされた。

数年前、スティーヴン（交渉、貿易の月東課長）は、

子務界に於て Transit の 貿易協定の 締結に 努力して、

二七と月東側と 誤解した記録があるかと 略同 ¹⁰ ~~の~~

~~の~~ 締結 にも 否之、 ^実 ~~の~~ 交渉、中核の

持つ込みの 貿易協定に 向して、国防者の ^強 強

に 反対して 調整の つかう、アセーニ、ハウ、アセーニ

の 方針 改まる 機会 と 利用して、 終戦後 9 中の

国務省 員 の 大 統領 に 経済 を 報告 した こと、³

大 統領 の 入 閣 後 ^自 の 閣 内 閣 同 じ 時 同 じ 時

押 之 る から、 対 日 交渉 は 国 務 省 の 方針 通 じ

進 む る よう に と の 指 示 が あ る と いう 事 実 を

内 閣 に 告 げ した。

NO. 5

2) ラロック発言とインガリルが移るを代理して、
 一歩海外出張中)の歩幅と見る経過
 (本者と死んでほぐとの空敵経路)に...
 者物...その後ある多^勢のパーライの席と
 キーレンジャーの Who is wrong on that
 matter? というものの。物事には ~~white~~
 白と黒の外に灰色があると云えらる。灰色
 の灰色の事、これにあげた...の...
 その通りと云えらる。
 ラロックに...あるパーライの^席
~~経路~~ ラロックを個人的に知り...
 ある経路海軍持家... ラロックと...男は不海
 軍部内にも変人と呼ばれ自分の待遇に...
 大後不協とも...人物...あると云う...
 ラロック発言は一種の内部苦境物を...
 ...とみられる。

NO. -6

インガソル芳院に於て一応事態を解決したと云

之より先、その後、~~芳院~~ 芳院の芳、~~芳院~~ ^{芳院}
解決せしむべき、新に措置の必要にありと云
(内題は極秘的)

之より先の情報の流れに於て、9月10日

から忘れられた、ロンドンに向かへる在政大臣 ^{会議}

に本村大臣の出席し、その機会に小生も会議に

出席し、本村大臣と直接に接し、^{2日} 解決し、

引続き、^{打合せ} フォード大臣の事務 ^{打合せ} 9日の

東京に於けるお話しに接した。

ロンドンに於て本村大臣は、在野の二

子、放置し、お話しには、^{2日} 2日、^{2日} 2日

transitの事、^{2日} 2日の対象から除外するに

と明らかになる外、^{2日} 2日の意味に、その ^理 理由に

して例に於て、^考 芳院の芳院外務委員会 (

野党多数) の transitの事、^{2日} 2日の対象

となること、^{2日} 2日、^{2日} 2日、^{2日} 2日

NO. 7

いう決議の採択される可能性のある。そのうち
 の政府の窮地に立たされること、やるといふこと
 あつた。小生よりこの際政府の~~決議~~新英断
 とするに賛成である。問題は~~結果~~transit
 の筆算決議の採否とすると公言し^たて政府
 の結果の立場との矛盾をどう説明するかにある
 ことを指摘しこれに対し、木村又隆がその意の
 予想
 大なる政治的課題となることを充分~~考慮~~して
 されるが外務大臣の自分の責任をどうと認識
 されるべきである
~~それに対する~~との答にあり、このロビン
 には難しポイントと云ふの結論、正しくし本件に
 ついての意見を求めると、同君は政府の
 最高原則の決議に反対する立場に立つて、自分
 として外務省の^加~~責任~~一貫性を維持するに
 の方が無難な結果の立場を主張しはるゝ
 その強い意見を述べた。当時の難関中絶

公使(後の世末為忠)も小生に對し同様の意見を述べた。

小生として、上流の好む相変りも意見に添へ、何れに組するかのついで確たる自信をもた

せし、東京に着き、^{羽田}~~井田~~官邸から赤坂の田舎^{直行}に直り、東御所、山崎世末為忠に合流し

て早速東御所の隙隙に入つた。その席に二の階は東御所の新築立地を打つておこつた。

田舎の理の外、福田、土手両方お移す所

浮城濟才とあることと向かふに、海濱の等々

その不慮系統特に家記の從來の政務の立地

との矛盾を如何に漫然するかと集中したと記述し

てゐるが、結論を得ずして終つた。その向

小和田身約源流と山崎^下家係録の一英文の文書を持参し、これの(何と目的として)如何^{如何}した

内容の如何であるかを失念した。

NO. 9

結局小生東京滞在中の事件にかゝる難題の方針
は不定のや、ワレントンに帰任した。

その後本署より事件取扱方針にかゝる特
別の指示を受け指し示すことと記憶しているが
第一日新聞の出て、その際事件の持参
出された可能性のあると存之、その場合には
本署側にもそれに対する心積を述べた
（小生の私見とす）

＝との望みと存之。しかし事象争奪の
極めは徴徴を要する問題である。

私見とす。之れもいふに限り正確を期するに
必要と存之、文書に於て、何れも「次官御」に

可交するにせしむ。日本文に文書と書き、これに
館内にて蔵書とし、事務担当松山参事官自身

に英訳させたにせしむ。正確に内容を決定し
て、必要に次の通りとありと記憶している。

1) Transmittal 事案、協議の記録とあり、

と、1) 乗船許可は、日本の行政官公署に申請された
に同意した。と云ふ事。

2) 日本海保護の川崎船渠を閉鎖し
たため、日本の政府は Transit を事象防衛の
対象から除外した。と云ふ事を知り、同意した。

3) 且し日本政府のその際決定した
場合、日本国内にその部、知れぬ、交際 (案出
考事家の英訳は unfathomable maneuvers
にあり、と云ふ事) を起すべからう。

4) 事象防衛の対象から除外された
核搭載の艦船に限り、航空機^含の輸送^含を
した。

5) Transit の趣旨を^貫くため、航空
母艦ミッドウェイの艦隊母港割当は
停止された。

報道陣の注目を避けるため、ハビグが次官補

支那郵政公報に掲載した文書を手交した。小生より
 これを東京からの指示に基づきその二に於いては、
 冊子から取り出すと共に、^{Transcript}その内容中、^{Transcript}秘密保持の
 指示から除外する^際の条件等も含く小生の
 意見であることは明らかであると共に、^{Transcript}「^{Transcript}」
 訪日の際日本側が本件を持ち出さぬかの由
 定か二に於いて。従って日本側が本件に言及し
 ない限り、^か日本側が本件を提起しない
 方が望ましい旨を（五）ハビ「次右補」の
 二れを許承した。文書の内容についても含く二に於
 してのつて。

「^{Transcript}」訪日の際本件は一切議題とせらるる
 事、之消えたとす。このキレンジャーの件に於
 いての交渉に共同歩調を^討とるに際し insist
 したることは、安全保障の運用に拘り、今後日本
 内での協定（consuet）を以てしては、^{Transcript}「^{Transcript}」

のこととどうかと示唆したことを認識している。キック
 シンジャーの騒動の中にも、^{Transit問題} ~~その騒動~~とその後の日本の
 防衛政策としたり...という意図があったのかの中にある。
 事件 日本は付 国内で之消之と云つた ^{原因} 経緯は、
 恐らく当時田中内閣は内閣の金権政治問題で
 Same duck と云つていらした事が最大の理由であつた
 と思われた。

その後正確な日時を忘れたが、東部西海岸
 に行かれた事あるシンジャーに虫着した米海軍艦隊
 部長 (スミラット?) が、自分は Transit の
 中前防衛の部長と云つたは聞... = 云つた...と
 答へた。その席に口アサニセルス タイムズ の
 Jamieson 記者が... といふ合流が...
 となつたの条件と云つた... 92. Jamieson の
 二水軍部通... 心配... の情報と接して
 ... といふ... 小生帰国後時事通信の雑誌

世界週報(2)の座談会に出席し上記 Jamieson
 記者と海原元国際会議事務局長と共に、日本赤十字
 会関係の... 論議したことはあつたが、Francis
 の問題に一切関係はない。座談会の一
 終、上記の座談の際、Jamieson の
 自分の信託... 日本赤十字会から、Francis
 の事務関係の封鎖から除外されたと聞...
 いたと発言し、海原君の... 座談会...
 と... 始
 と... 幕... 小生...
 沈黙を穿つたことであつた。

NO. 15

(何故に)

transit中の筆算陽謀の対象とされたことは明言し

た。このかと執拗に追及された。小生は特定の

艦艇に積を積んで、いとも積んで、いとも

明らかにして、いかつ平田政信の ~~発言~~ ^{不動産の政策で}

ありとを繰り返し説明した。毎日新聞は

小生と会って一連の取扱に ~~関~~ ^り transit

について日米間に何か隠されたものがあるとの

疑念を深め、そのライプワ-に打つ直接

取扱に答覆したものと想像される。

ライプワ-発言後の同紙の交絡について

は ~~一~~ 省略したが、小生自身は朝日新聞

記者の質疑に具解を求められたので、 ^会 是等の

問題を作った理屈はどうかというのであつた。

ライプワ-発言について日米の間に、時々の書信

者間の交渉を述べたので、小生は何等の

発言を述べたことは、 ~~事実~~ ^{と述べた。}

NO. 16

(時期)

このシャワー発言後一週間の経過は、~~その~~ ~~経過~~ ~~は~~

下田、佐野、^元両次官、竹内、小生の之世来る迄か

覆及合致の両次官、竹内、小生に報告されり。

(佐野、河津尾世来る迄外内閣幹部出席、半功、

東郷両次官、竹内、小生の之世来る迄)

下田、佐野、元両次官、この際 Transits の

準備段階の対象から除外するにありとの

強い意見の表明あり。小生も基本的に

両^元の意見に同意ありと述べると共に

鈴木内閣は本件の過去の経緯に於いては

immune であるから、その^味 ~~趣~~ ~~意~~ ~~を~~ 経緯の

自民党内閣の下^次 ~~に~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~も~~ ~~同~~ ~~様~~ ~~に~~ ~~あ~~ ~~る~~ ~~の~~

趣旨を述べらる。

以上に対し、両次官より、急期の報告

から、諸先輩の意見通りと答えるの、~~理由~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~ら~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ぬ~~ ~~と~~ ~~い~~ ~~は~~ ~~れ~~ ~~ら~~ ~~れ~~ ~~る~~

こと踏み切る意欲は、~~な~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~ら~~ ~~ば~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ぬ~~ ~~と~~ ~~い~~ ~~は~~ ~~れ~~ ~~ら~~ ~~れ~~ ~~る~~

NO. 17

右件ノ事ニ付、先般ノ改訂ノ旨ニ付、先般ノ

議案ノ旨、先般ノ旨ニ付、先般ノ旨ニ付、先般ノ

旨ニ付、先般ノ旨ニ付、先般ノ旨ニ付、先般ノ

旨ニ付、先般ノ旨ニ付、先般ノ旨ニ付、先般ノ

旨ニ付、先般ノ旨ニ付、先般ノ旨ニ付、先般ノ

旨ニ付、先般ノ旨ニ付、先般ノ旨ニ付、先般ノ